

判決年月日	平成28年6月29日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成28年(ネ)10007号		
○ 発明の名称を「振動機能付き椅子」とする特許権に基づく侵害行為差止等請求につき、対象製品が同特許に係る発明と均等なものとしてその技術的範囲に属するということができないとした事例。			

(関連条文) 特許法70条

(関連する権利番号等) 特許第3958413号, 訂正2015-390046号

判 決 要 旨

1 本件は、控訴人が、被控訴人が各被告製品を輸入、販売等をする行為は、本件特許権を侵害する行為であると主張して、被控訴人に対し、特許法100条1項及び2項に基づく各被告製品の輸入、販売等の差止め及び同製品の廃棄を求めるとともに、不法行為に基づく損害賠償金の支払を求める事案である。

2 原判決(東京地方裁判所平成26年(ワ)第25196号・平成27年12月8日判決)は、各被告製品が本件発明の技術的範囲に属するものではないとして、控訴人の請求をいづれも棄却した。

3 本判決は、以下のとおり、各被告製品は、均等の第1, 5要件を充足しないから、各被告製品が本件発明と均等なものとしてその技術的範囲に属するということができないと判断した。

(1) 第1要件について

本件発明の貢献の程度は、座席支持機構としてロッド1点方式ではなく、ロッド2点支持方式を採用するという点においては、それ程大きくないと評価することができるから、本件発明の本質的部分は、座席支持機構に関する限度においては、特許請求の範囲の請求項1の記載とほぼ同義となる。

したがって、座席を連続して揺動させることが可能な乳幼児用の椅子等であって、揺動制御手段としてソレノイドを有するものにおいて、座席支持機構としてロッド2点支持方式を採用したことは、本件発明の本質的部分であると認められる。

一方、各被告製品は、座席支持機構としてロッド2点支持方式を用いていない。

よって、各被告製品は、本件発明の本質的部分を備えているとはいえず、均等の第1要件を充足するとは認められない。

(2) 第5要件について

控訴人は、本件補正において、座席を連続して揺動させることが可能な乳幼児用の椅子等であって、揺動制御手段としてソレノイドを有するものについて、拒絶理由通知に対応して、座席支持機構を特段限定していない旧請求項1を削除し、座席支持機構にロッド2点支持方式を採用する旧請求項2(本件発明)等に限定したものである。そして、本件発

明の出願時には既に、座席を連続して揺動させることが可能な乳幼児用の椅子等の座席支持機構として、コロと湾曲レールを利用した方式が存在することは周知であり、コロと湾曲レールを利用する方式に係る座席支持機構は、上記のとおり削除された旧請求項1に係る座席支持機構の範囲内に客観的に含まれるものである。

したがって、控訴人は、コロと湾曲レールを利用する方式に係る座席支持機構についても、本件発明の技術的範囲に属しないことを承認したもの、又は外形的にそのように解されるような行動をとったものと評価することができる。

よって、均等の第5要件の充足は、これを認めることができない。